

障害福祉サービスを利用する方へ

平成27年4月より障害福祉サービスを利用する方に対して、サービス等利用計画の作成が必須となります。

ここでは、サービス等利用計画とはどのようなものか説明していきます。

サービス等利用計画とは何ですか？

ご本人やご家族の希望する生活の実現や目標の達成に向けて、障害福祉サービスを有効に活用するために作成するものです。



施設が作る「個別支援計画」と「サービス等利用計画」の違いは何？ どちらも「計画」だけど・・・？

「サービス等利用計画」は、その方の生活全体の課題や目標を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせなどについて総合的に計画するものです。生活介護や就労継続支援B型等の通所施設がつくる「個別支援計画」はサービス等利用計画の全体目標をもとに、施設ごとに作成する個別の計画となります。

サービス等利用計画は誰が作りますか？

相談支援の専門研修を受けたスタッフ（相談支援専門員）が、あなたのサービス等利用計画の作成をお手伝いします。相談支援専門員は計画を作るほか、様々な相談にも対応します。（裏面一覧参照）

※計画は、セルフプラン（自己作成）も可能です。

セルフプランをご希望する場合は、障がい福祉課までご連絡ください。



サービス等利用計画を作るのに 費用はかかりますか？

計画の作成に利用者負担はありません。
作成する相談支援事業所には市から報酬（給付費）が支払われます。
（計画作成時およびモニタリング時）。



指定特定及び指定障害児相談支援事業所一覧

事業所名	住所	電話番号	障がい者	障がい児
シンフォニーあわの	下永野 236-5	0289-74-7360	○	×
えすこーと	茂呂 2525-3	0289-76-2225	○	×
きぼう	武子 1566	0289-64-3011	○	○
鹿沼市あおば園	日吉町 320-1	0289-63-8309	×	○
せいわ	千渡 1598	0289-64-0070	△	×
PLOW	武子 1566	0289-60-2588	○	○
鹿沼市社会福祉協議会	万町 931-1	0289-62-4127	○	○
アシスト	上奈良部町 12-1	0289-77-5288	○	×
ちーくあっぷ JOIN	晃望台 25	0289-78-5039	×	○
あおぞら	千渡 2297-4 サニーハウスみなみはら B202	080-9508-7945	○	○

* ○は身体障がい・知的障がい・精神障がい対象

* △は精神障がい対象